

福岡県公報

平成二十一年十二月十一日
第三千五十号
増刊 ①

目次

規則(第五十四号)

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

(用地課) …………… 一

規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十四号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則(平成六年福岡県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「前原市」を削り、「みやま市」の下に「糸島市」を加え、「二丈町、志摩町」及び「黒木町、立花町」を削る。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 本則の改正規定中「前原市」を削り、「みやま市」の下に「糸島市」を加え、「二丈町、志摩町」を削る部分 平成二十二年一月一日
- 二 本則の改正規定中「黒木町、立花町」を削る部分 平成二十二年二月一日